

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）」に対する  
意見募集について

令和4年5月12日  
公正取引委員会  
総務省

公正取引委員会と総務省は共同して、平成13年11月、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、独占禁止法及び電気通信事業法それぞれに関する基本的考え方及び問題行為等を記した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「指針」といいます。）を作成・公表し、これまで必要に応じて、改定を行ってまいりました。

今般、公正取引委員会は、昨年6月に公表した「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」等を踏まえ、指針の独占禁止法関係部分について改定案を作成いたしました。

また、総務省は、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（令和3年9月1日 情報通信審議会）や、「競争ルールの検証に関する報告書2021」（令和3年9月16日 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG）での提言等を踏まえ、指針の電気通信事業法関係部分について改定案を作成いたしました。

つきましては、別紙「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）」について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）並びに総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（東京都）において供覧

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

電話 03-5253-5845（直通）

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>

## 2 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

（公正取引委員会事務総局経済取引局調整課又は総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課のいずれかに意見を提出していただければ、もう一方にも連絡いたします。）

### <電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

「パブリックコメント：意見募集案件」画面中の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）」に対する意見募集について」から、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」から御提出ください。

### <電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：tsushingl2001-O-jftc.go.jp

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

又は

電子メールアドレス：tariff-policy.mobile-O-soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

パブリックコメント担当 宛て

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。

電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）に対する意見」と明記してください。

### <郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

又は

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館  
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課  
パブリックコメント担当 宛て

3 意見提出期限

令和4年6月10日（金）18：00必着

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 パブリックコメント担当 宛て  
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 パブリックコメント担当 宛て  
(※いずれか一方の宛先に提出してください。)

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（改定案）」に対する意見

[住 所]	
[氏 名]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）</li> <li>・ 意見内容</li>          <li>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</li></ul>	